

リビング・ニーズ特約(04)条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結および責任開始期
 第2条 特約保険金の支払
 第3条 特約保険金を支払わない場合
 第4条 戦争その他の変乱
 第5条 特約保険金の請求、支払の手続
 第6条 特約の保険料の払込
 第7条 特約の失効
 第8条 特約の復活
 第9条 特約の解約
 第10条 解約返戻金
 第11条 債権者等による解約
 第12条 特約の復旧
 第13条 特約の消滅
 第14条 告知義務および告知義務違反
 第15条 重大事由による解除
 第16条 契約者配当
 第17条 特約保険金の受取人の変更
 第18条 管轄裁判所
 第19条 主約款の規定の準用
 第20条 定期保険等に付加した場合の特則
 第21条 ファミリー保険に付加した場合の特則

- 第22条 変額保険に付加した場合の特則
 第23条 生前給付保険に付加した場合の特則
 第24条 主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約が付加された場合の特則
 第25条 定期保険特約が付加された保険契約の場合の特則
 第26条 生前給付保険特約が付加された保険契約の場合の特則
 第27条 災害死亡給付特約等が付加された保険契約の場合の特則
 第28条 特別条件付保険特約または特別条件付保険特約(11)が付加された保険契約の場合の特則
 第29条 5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則
 第30条 積立利率変動型終身保険に付加した場合の特則
 第31条 ナーシング・ニーズ特約またはナーシング・ニーズ特約(04)とあわせて主契約に付加する場合の特則
 第32条 長期平準定期保険(障害保障型)に付加した場合の特則
 第33条 米ドル建特殊養老保険に付加した場合の特則

リビング・ニーズ特約(04)条項

(平成16年5月2日制定)
 (平成25年5月2日改正)

この特約の趣旨

この特約は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、保険契約の死亡保険金の全部または一部について、保険金の支払を保障するものです。

(特約の締結および責任開始期)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際、主契約の被保険者(以下「被保険者」といいます。)の同意を得て主契約の保険契約者(以下「保険契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。会社が、この特約の申込みを承諾した場合には、保険証券を保険契約者に交付します。この特約の保険証券に記載する事項については、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の保険証券に記載する事項の規定を準用します。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、被保険者の同意を得て保険契約者から申出があった場合、会社が承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。この場合、会社はこの特約の保険証券を交付しません。
- 3 この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の場合、会社がこの特約の付加を承諾した日とします。

(特約保険金の支払)

- 第2条 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、特約保険金を主契約の高度障害保険金の受取人に支払います。ただし、第5条(特約保険金の請求、支払の手続)第1項に定める請求書類が会社に到着しない限り、会社は、特約保険金を支払いません。また、特約保険金の請求日(第5条(特約保険金の請求、支払の手続)第1項に定める請求書類が会社に到着した日をいいます。以下同じ。)が主契約の保険期間の満了前1年以内である場合にも、会社は、特約保険金を支払いません。
- 2 前項の特約保険金の保険金額は、主契約の死亡保険金額のうち、会社所定の範囲内から特約保険金の受取人が指定した金額(以下「指定保険金額」といいます。)とします。
- 3 特約保険金の支払に際しては、指定保険金額から、会社に定める方法により、特約保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差引くものとします。
- 4 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、保険契約は、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとします。
- 5 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、保険契約は、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
- 6 前2項の規定により消滅した場合、指定保険金額に対応する未経過保険料については、特約保険金の請求日から

その日を含めて6か月の期間の満了日に消滅したものと計算します。

- 7 特約保険金が支払われた場合には、特約条項および主約款の規定にかかわらず、解約返戻金は支払いません。また、特約保険金の支払日以降、主約款に定める保険金の請求を受けても、指定保険金額に相当する保険金額については支払いません。
- 8 会社は、主約款に定める保険金を支払ったかまたは支払うこととした場合には、その後に特約保険金の請求を受けても、これを支払いません。
- 9 特約保険金を支払う前に、主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、特約保険金の請求はなかったものとして取扱い、特約保険金は支払いません。
- 10 主約款に規定する貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金を差引きます。

(特約保険金を支払わない場合)

第3条 被保険者が、保険契約者または被保険者の故意により、前条第1項の規定に該当したときは、会社は、特約保険金を支払いません。

(戦争その他の変乱)

第4条 被保険者が戦争その他の変乱によって第2条(特約保険金の支払)第1項の規定に該当した場合に、その原因によって同項の規定に該当した被保険者および死亡し、または高度障害状態(別表1)になった被保険者の数の増加が、この特約が付加された主契約の計算の基礎に影響をおよぼすときは、会社は、特約保険金を削減して支払うことがあります。

(特約保険金の請求、支払の手続)

第5条 特約保険金の受取人は、特約保険金を請求(第2条(特約保険金の支払)第2項の保険金額の指定を含みます。)する場合には、会社所定の書類(別表4)を提出してください。
2 特約保険金の支払時期および支払場所は、主約款の規定を準用します。

(特約の保険料の払込)

第6条 この特約は保険料の払込みを要しません。

(特約の失効)

第7条 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

(特約の復活)

第8条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとし、
2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活の規定を準用してこの特約の復活の取扱いをします。ただし、会社がこの特約の復活を承諾しても、保険証券は交付しません。

(特約の解約)

第9条 保険契約者または保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下、「債権者等」といいます。)は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

(解約返戻金)

第10条 この特約には解約返戻金その他の返戻金は、ありません。

(債権者等による解約)

第11条 債権者等によるこの特約の解約の効力については、主約款の債権者等による解約の規定を準用します。
2 第1項の解約の請求の通知が会社に到着した日以後、解約の効力が生じるまで、または効力が生じないこととなるまでに、特約保険金の支払事由が生じ、会社が特約保険金を支払うべきときは、主契約および主契約に付加された特約ごとに、支払うべき金額の限度で、所定の金額(解約の請求の通知が会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額)を債権者等に支払います。この場合、支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差引いた残額を、特約保険金の受取人に支払います。

(特約の復旧)

第12条 主契約の復旧請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとし、
2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧の規定を準用してこの特約の復旧の取扱いをします。

(特約の消滅)

第13条 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

号	この特約が消滅する場合
(1)	第2条(特約保険金の支払)に規定する特約保険金を支払ったとき
(2)	主契約が延長保険に変更されたとき
(3)	主契約が消滅したとき

(告知義務および告知義務違反)

第14条 この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および

告知義務違反に関する規定を準用します。

- 2 第1条（特約の締結および責任開始期）第2項によりこの特約を付加した場合の前項の告知義務違反に関する規定の準用に際しては、主契約の締結、復活または復旧の際に告知を求めた事項についても適用します。

（重大事由による解除）

第15条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

（契約者配当）

第16条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

（特約保険金の受取人の変更）

第17条 保険契約者は、主契約の高度障害保険金の受取人が変更される場合を除いて、この特約の特約保険金の受取人の変更はできません。

（管轄裁判所）

第18条 この特約における保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

（主約款の規定の準用）

第19条 この特約条項に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

（定期保険等に付加した場合の特則）

第20条 この特約が平準定期保険、生前給付保険（定期型）、生前給付保険（定期型）98、平準定期保険（喫煙リスク区分型）または無解約返戻金型平準定期保険に付加されている場合には、次の各号に定めるところによります。

号	平準定期保険、生前給付保険（定期型）、生前給付保険（定期型）98、平準定期保険（喫煙リスク区分型）または無解約返戻金型平準定期保険に付加した場合
(1)	第2条（特約保険金の支払）第1項中「保険期間の満了前1年以内」は「保険期間の満了（主約款の規定により、保険契約が更新される場合を除きます。）前1年以内」と読替えます。
(2)	主契約が更新されたとき、保険契約者が特に反対の旨を通知しない限り、この特約も同時に更新されたものとして取扱います。

- 2 この特約が通減定期保険、家族収入保険、生活保障保険、通減定期保険（喫煙リスク区分型）、家族収入保険（喫煙リスク区分型）、通増定期保険または通増定期保険（低解約返戻金型）に付加されている場合には、次の各号に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約保険金の支払）第1項中「高度障害保険金の受取人」は、次のとおり読替えます。

保険種類	読替え後の語句
ア. 家族収入保険または家族収入保険（喫煙リスク区分型）	高度障害年金の受取人 （ただし、家族収入保険または家族収入保険（喫煙リスク区分型）に生活保障特則が付加されているときは、障害年金および介護年金の受取人）
イ. 生活保障保険	障害年金および介護年金の受取人

- (2) 第2条（特約保険金の支払）第2項、第4項および第5項中「主契約の死亡保険金額」は次のとおり読替えます。

保険種類	読替え後の語句
ア. 通減定期保険または通減定期保険（喫煙リスク区分型）	特約保険金の請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における主契約の死亡保険金額
イ. 家族収入保険または家族収入保険（喫煙リスク区分型）	特約保険金の請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における主契約の将来の家族年金の現価
ウ. 生活保障保険	特約保険金の請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における主契約の将来の家族年金の現価
エ. 通増定期保険または通増定期保険（低解約返戻金型）	特約保険金の請求日における主契約の死亡保険金額

- (3) 第2条（特約保険金の支払）第5項中「指定保険金額分」は、次のとおり読替えます。

保険種類	読替え後の語句
ア. 通減定期保険または通減定期保険（喫煙リスク区分型）	前号ア. の金額とその金額から指定保険金額として指定された金額の割合に応じた保険金額分
イ. 家族収入保険または家族収入保険（喫煙リスク区分型）	前号イ. の金額とその金額から指定保険金額として指定された金額の割合に応じた年金月額分
ウ. 生活保障保険	前号ウ. の金額とその金額から指定保険金額として指定された金額の割合に応じた年金月額分

- (4) この特約が家族収入保険、生活保障保険または家族収入保険（喫煙リスク区分型）に付加されている場合には、第2条（特約保険金の支払）第6項中「指定保険金額に相当する保険金額」は「指定保険金額に応じた年金月額分」、同条第6項、第7項および第8項中「主約款に定める保険金」は「主約款に定める年金」と、それぞれ読替えます。

(ファミリー保険に付加した場合の特則)

第21条 この特約がファミリー保険に付加されている場合には、次の各号に定めるところによります。

号	ファミリー保険に付加した場合
(1)	第2条(特約保険金の支払)第2項中「主契約の死亡保険金額」は「主たる被保険者が死亡したときの主契約の死亡保険金額」と読替え、その金額の全部が指定されたものとします。
(2)	第2条(特約保険金の支払)第4項の主契約の消滅についての規定にかかわらず、主契約は主約款の規定にしたがい、妻型または妻子型保障に移行するものとします。

(変額保険に付加した場合の特則)

第22条 この特約が変額保険(終身型)、変額保険(有期型)または変額保険(定期型)に付加されている場合には、次のとおり読替えます。

号	読替えを行う条項	読替えの内容
(1)	第2条(特約保険金の支払)、第25条(定期保険特約が付加された保険契約の場合の特則)第1号および第3号、第26条(生前給付保険特約が付加された保険契約の場合の特則)第1号ならびに第27条(災害死亡給付特約等が付加された保険契約の場合の特則)第1号	「死亡保険金額」は「基本保険金額(定額払済終身保険または定額払済保険に変更されている場合は、死亡保険金額)」と読替えます。
(2)	第13条(特約の消滅)第2号	「延長保険」は「自動延長定期保険または定額延長定期保険」と読替えます。
(3)	第25条(定期保険特約が付加された保険契約の場合の特則)第2号	「主契約および前号に定める定期保険特約の死亡保険金額」は「主契約の基本保険金額および前号に定める定期保険特約の死亡保険金額」と読替えます。
(4)	第26条(生前給付保険特約が付加された保険契約の場合の特則)第2号および第3号	「主契約および生前給付保険特約の死亡保険金額」は「主契約の基本保険金額および生前給付保険特約の死亡保険金額」と読替えます。

- 主契約の基本保険金額の全部または一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合に、特約保険金の請求日に変動保険金があるときは、基本保険金額と変動保険金額の割合に応じて、変動保険金を特約保険金として支払います。この場合、変動保険金は、支払われた金額分だけ特約保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。ただし、変動保険金額が負の場合には、本項の規定は適用しません。
- この特約が変額保険(有期型)または変額保険(定期型)に付加されている場合には、第20条(定期保険等に付加した場合の特則)第1項第1号の規定を準用します。

(生前給付保険に付加した場合の特則)

第23条 この特約が生前給付保険(終身型)、生前給付保険(定期型)、生前給付保険(終身型)98または生前給付保険(定期型)98に付加されている場合、主約款に定める特定疾病保険金の請求とこの特約の特約保険金の請求を重ねて受けたときには、特約保険金の請求はなかったものとして取扱い、特約保険金は支払いません。

(主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約が付加された場合の特則)

第24条 この特約が付加されている主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約が付加されたときは、次の各号に定めるところによります。

号	主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約が付加された場合
(1)	次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。 ア. 主契約の全部を介護保障または年金支払に移行したとき イ. 主契約のうち介護保障または年金支払に移行しない部分が消滅したとき
(2)	主契約のうち介護保障または年金支払に移行しない部分が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。
(3)	前号の場合で、主契約のうち介護保障または年金支払に移行しない部分の復活請求の際に別段の申出がないときは、同時にこの特約の復活の請求があったものとして取扱います。

(定期保険特約が付加された保険契約の場合の特則)

第25条 この特約が付加されている主契約に平準定期保険特約、逓減定期保険特約、家族収入特約、逓増定期保険特約、生活保障特約、平準定期保険特約(喫煙リスク区分型)、逓減定期保険特約(喫煙リスク区分型)、家族収入特約(喫煙リスク区分型)または無解約返戻金型平準定期保険特約(以下、本条において「定期保険特約」といいます。)が付加されている場合には、次の各号に定めるところによります。ただし、特約保険金の請求日が定期保険特約の特約保険期間の満了(特約条項の規定により、特約が更新される場合を除きます。)前1年以内である場合には、その定期保険特約については、本条を適用しません。

- 第2条(特約保険金の支払)第2項に規定する死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に次に定める金額を合算した額とします。

保険種類	合算する金額
ア. 平準定期保険特約、逡増定期保険特約、平準定期保険特約（喫煙リスク区分型）または無解約返戻金型平準定期保険特約の場合	特約保険金の請求日における特約死亡保険金額
イ. 逡減定期保険特約または逡減定期保険特約（喫煙リスク区分型）の場合	特約保険金の請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における特約死亡保険金額
ウ. 家族収入特約または家族収入特約（喫煙リスク区分型）の場合	特約保険金の請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における将来の特約家族年金の現価
エ. 生活保障特約の場合	特約保険金の請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における将来の特約家族年金の現価

- (2) 第2条（特約保険金の支払）第2項に規定する指定保険金額は、特約保険金の請求日の主契約および前号に定める定期保険特約のそれぞれの保険金額（家族収入特約、生活保障特約および家族収入特約（喫煙リスク区分型）においては将来の特約家族年金の現価）の割合に応じて、主契約および前号に定める定期保険特約の死亡保険金額（家族収入特約、生活保障特約および家族収入特約（喫煙リスク区分型）については、将来の特約家族年金の現価）から指定されたものとしします。
- (3) 前号にかかわらず、特約保険金の受取人から申出があったときは、第2条（特約保険金の支払）第2項に規定する指定保険金額を、特約保険金の請求日の主契約の死亡保険金額および定期保険特約について第1号に定めるそれぞれの死亡保険金額（家族収入特約、生活保障特約および家族収入特約（喫煙リスク区分型）については、将来の特約家族年金の現価）のうち会社所定の範囲において指定することができます。
- (4) 前2号により定期保険特約の特約死亡保険金額または将来の特約家族年金の現価から指定された金額の特約保険金の支払いにあたっては、第2条（特約保険金の支払）第3項（平準定期保険特約、逡減定期保険特約、家族収入特約、逡増定期保険特約、生活保障特約または無解約返戻金型平準定期保険特約に特別条件付保険特約または特別条件付保険特約（11）の保険金削減支払法による条件が適用されているときは、第28条（特別条件付保険特約または特別条件付保険特約（11）が付加された保険契約の場合の特則）による読替え後の規定）から第9項までの規定を準用します。
- (5) 前号により第2条（特約保険金の支払）第5項の規定を準用する場合、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとする指定保険金額分は、次に定めるところによります。

保険種類	消滅したものとする指定保険金額分
ア. 逡減定期保険特約または逡減定期保険特約（喫煙リスク区分型）の場合	第1号イ. の金額とその金額から指定保険金額として指定された金額の割合に応じた保険金額分
イ. 家族収入特約または家族収入特約（喫煙リスク区分型）の場合	第1号ウ. の金額とその金額から指定保険金額として指定された金額の割合に応じた年金月額分
ウ. 生活保障特約の場合	第1号エ. の金額とその金額から指定保険金額として指定された金額の割合に応じた年金月額分

（生前給付保険特約が付加された保険契約の場合の特則）

第26条 この特約が付加されている主契約に生前給付定期保険特約または生前給付終身保険特約（以下、本条において「生前給付保険特約」といいます。）が付加されている場合には、次の各号に定めるところによります。ただし、特約保険金の請求日が生前給付定期保険特約の特約保険期間の満了（特約条項の規定により、特約が更新される場合を除きます。）前1年以内である場合には、その生前給付定期保険特約については、本条を適用しません。

号	生前給付保険特約が付加された保険契約の場合
(1)	第2条（特約保険金の支払）第2項に規定する死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額にこの特約の請求日における、生前給付保険特約の特約死亡保険金額を合算した額とします。
(2)	第2条（特約保険金の支払）第2項に規定する指定保険金額は、特約保険金の請求日の主契約および生前給付保険特約のそれぞれの保険金額の割合に応じて、主契約および生前給付保険特約の死亡保険金額から指定されたものとしします。
(3)	前号にかかわらず、特約保険金の受取人から申出があったときは、第2条（特約保険金の支払）第2項に規定する指定保険金額を、特約保険金の請求日の主契約および生前給付保険特約の死亡保険金額のうち会社所定の範囲において指定することができます。
(4)	前2号により生前給付保険特約の特約死亡保険金額から指定された金額の特約保険金の支払いにあたっては、第2条（特約保険金の支払）第3項（生前給付保険特約に特別条件付保険特約または特別条件付保険特約（11）の保険金削減支払法による条件が適用されているときは、第28条（特別条件付保険特約または特別条件付保険特約（11）が付加された保険契約の場合の特則）による読替え後の規定）から第9項までの規定を準用します。

（災害死亡給付特約等が付加された保険契約の場合の特則）

第27条 この特約が付加されている主契約に災害死亡給付特約、傷害特約、入院総合保障特約(81)、家族入院総合保障特約(81)、入院総合保障特約(87)、家族入院総合保障特約(87)、成人病総合保障特約、成人病総合保障特約(95)またはがん特約が付加されている場合には、次の各号に定めるところによります。

号	災害死亡給付特約等が付加された保険契約の場合
(1)	この特約の特約保険金の支払により主契約の死亡保険金額の一部が消滅し、災害死亡給付特約または傷害特約の保険金額が会社所定の範囲をこえるときでも、各特約条項の規定にかかわらず、災害死亡給付特約または傷害特約の保険金額を減額しません。 この場合の主契約の死亡保険金には、付加されている平準定期保険特約、通減定期保険特約、通増定期保険特約、生前給付終身保険特約、生前給付定期保険特約、平準定期保険特約（喫煙リスク区分型）、通減定期保険特約（喫煙リスク区分型）および無解約返戻金型平準定期保険特約の特約死亡保険金ならびに家族収入特約、生活保障特約および家族収入特約（喫煙リスク区分型）の将来の特約家族年金の現価を含みます。
(2)	入院総合保障特約(81)、家族入院総合保障特約(81)、入院総合保障特約(87)、家族入院総合保障特約(87)、成人病総合保障特約、成人病総合保障特約(95)またはがん特約が第2条（特約保険金の支払）第4項の規定により消滅した場合、その消滅時に各特約の被保険者が各特約条項に規定する入院中のときは、その入院は各特約の保険期間中の入院とみなします。この場合の入院給付金日額は、消滅した日の前日のそれと同額とします。

（特別条件付保険特約または特別条件付保険特約（11）が付加された保険契約の場合の特則）

第28条 この特約が付加されている主契約に特別条件付保険特約または特別条件付保険特約（11）が付加されている場合で、保険金削減支払法による条件が適用されているときは、第2条（特約保険金の支払）第3項は次のとおり読替えます。

「3 特約保険金の支払に際しては、指定保険金額から、会社の定める方法により、特約保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息を差引いた金額に、特約保険金の請求日における特別条件付保険特約または特別条件付保険特約（11）に定める所定の割合を乗じた金額から、さらに会社の定める方法により、特約保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する保険料相当額を差引くものとします。」

（5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

第29条 この特約が5年ごと利差配当付養老保険に付加されている場合には、会社は、第2条（特約保険金の支払）に定める特約保険金が支払われるときに、指定保険金額分に対しては、主契約の死亡保険金を支払う場合の取扱に準じて、主約款の契約者配当金の割当および契約者配当金の分配の規定を適用します。

（積立利率変動型終身保険に付加した場合の特則）

第30条 この特約が積立利率変動型終身保険に付加されている場合には、次のとおり読替えます。

号	読替える条項	読替えの内容
(1)	第2条（特約保険金の支払）、第25条（定期保険特約が付加された保険契約の場合の特則）第1号および第3号、第26条（生前給付保険特約が付加された保険契約の場合の特則）第1号ならびに第27条（災害死亡給付特約等が付加された保険契約の場合の特則）第1号	「死亡保険金額」は「基本保険金額」と読替えます。
(2)	第25条（定期保険特約が付加された保険契約の場合の特則）第2号	「主契約および前号に定める定期保険特約の死亡保険金額」は「主契約の基本保険金額および前号に定める定期保険特約の死亡保険金額」と読替えます。
(3)	第26条（生前給付保険特約が付加された保険契約の場合の特則）第2号および第3号	「主契約および生前給付保険特約の死亡保険金額」は「主契約の基本保険金額および生前給付保険特約の死亡保険金額」と読替えます。

2 主契約の基本保険金額の全部または一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合に、特約保険金の請求日の属する月に増加保険金があるときは、基本保険金額と増加保険金額の割合に応じて、増加保険金を特約保険金として支払います。この場合、増加保険金は、支払われた金額分だけ特約保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

（ナースング・ニーズ特約またはナースング・ニーズ特約（04）とあわせて主契約に付加する場合の特則）

第31条 この特約をナースング・ニーズ特約またはナースング・ニーズ特約（04）（以下、本条において「ナースング・ニーズ特約」といいます。）とあわせて主契約に付加する場合、この特約の特約保険金の請求とナースング・ニーズ特約の特約保険金の請求を重ねて受けたときには、ナースング・ニーズ特約の特約保険金の請求はなかったものとして取扱い、ナースング・ニーズ特約の特約保険金は支払いません。

（長期平準定期保険（障害保障型）に付加した場合の特則）

第32条 この特約が長期平準定期保険（障害保障型）に付加されている場合には、「高度障害保険金」は「障害保険金」と読替えます。

（米ドル建特殊養老保険に付加した場合の特則）

第33条 この特約が米ドル建特殊養老保険に付加されている場合には、第2条（特約保険金の支払）第2項、第4項および第5項の「主契約の死亡保険金額」は「特約保険金の請求日における主契約の死亡保険金額」と読替えます。